

【同時発表】

東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社

令和5年1月20日
道路局高速道路課

高速道路の深夜割引の見直しについて

高速道路の深夜割引については、社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会 中間答申（令和3年8月4日付け）において、

- ・深夜割引適用待ちの車両の滞留が発生している状況を踏まえた、割引が適用される時間帯の走行分の料金を対象として割り引くような見直し
- ・これにあわせて、交通容量に余裕のある高速道路の夜間利用の促進、及びトラック運転者等の負担軽減を目的とした、割引時間帯の拡大

について検討する必要があるとされたところです。

これを踏まえ、高速道路会社と検討した結果、令和6年度中を目処に深夜割引を見直すこととします。

今後、具体的な導入の時期が決まりましたら、改めてお知らせします。

※見直し後の深夜割引の導入開始までの間は、現行の深夜割引を継続します。

<深夜割引の見直しのポイント>

- ・深夜割引の適用時間帯に走行した分のみ3割引
- ・深夜割引の適用時間帯を現行の0時～4時から22時～翌5時に拡大
- ・長距離利用者の負担軽減措置として、400km超の長距離逓減を拡充

（参考 長距離逓減率）

現行：100km超～200km以下を25%引、200km超を30%引

見直し後：上記に加え、400km超～600km以下を40%引、

600km超～800km以下を45%引、800km超を50%引

[激変緩和措置（見直しから5年程度）]

- ・深夜割引時間帯に一定以上の距離を走行し、かつ1,000km以上走行した場合は、1,000kmを超えて走行した分を深夜割引の対象とする距離に加算

※上記措置とあわせて、22時台に高速道路を流出した場合、深夜割引の割引率を3割から2割に縮小

（別添）

- ・高速道路の深夜割引の見直しについて
- ・令和5年1月20日 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社 記者発表資料 高速道路の深夜割引の見直しについて

<問い合わせ先>

道路局 高速道路課 企画専門官 金森 滋（内線 38352）

係長 川嶋 祥之（内線 38365）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8500

高速道路の深夜割引の見直しについて

国土交通省 道路局

令和5年1月20日

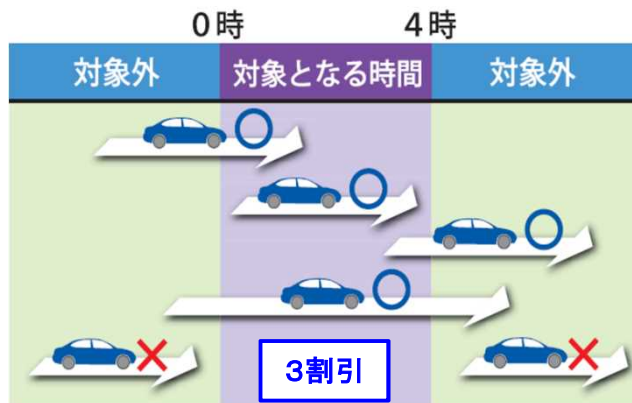
高速道路の深夜割引について

割引の目的

【環境対策】 一般道の沿道環境を改善するため、深夜に利用する車を対象に割引

現行割引制度

ETCを利用して0時から4時の間に高速道路を通行する車両の料金を3割引



現行割引制度の主な課題

東京本線料金所において、0時前に深夜割引適用待ちの車両が滞留



【東京本線料金所前の滞留状況】
(R2.12.23(水) 23:58撮影)

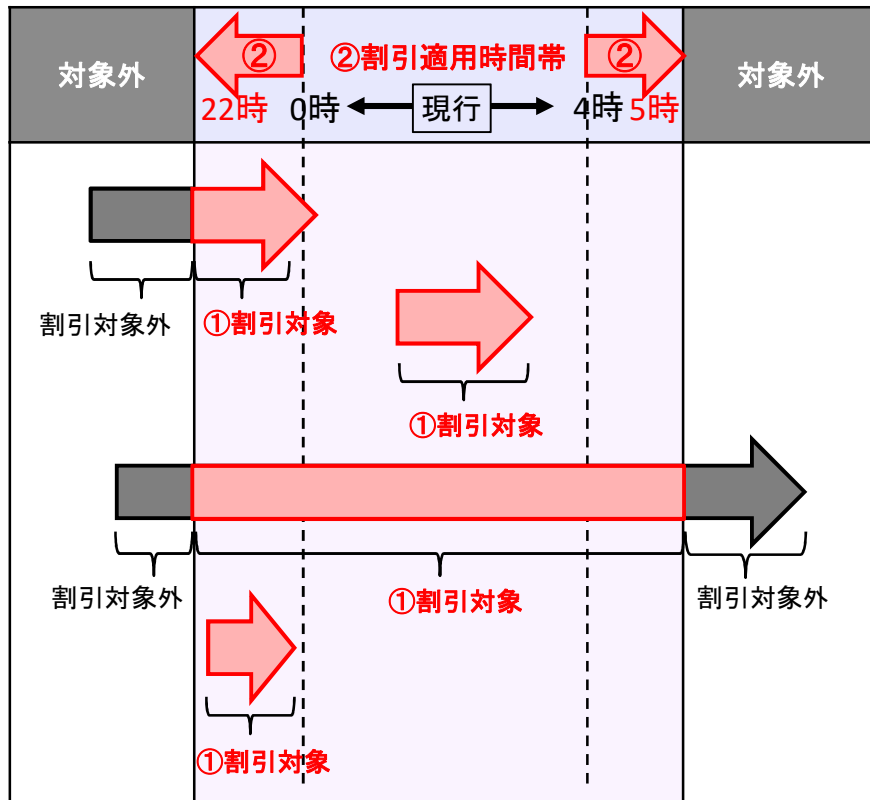
社会資本整備審議会 国土幹線道路部会の中間答申(R3年8月)で示された見直しの方向性

現行の料金割引の主な課題	➔	見直しの方向性
割引適用待ち車両の滞留／ 運転者労働環境の悪化		割引適用時間帯の拡大／ 適用時間帯の走行分を対象

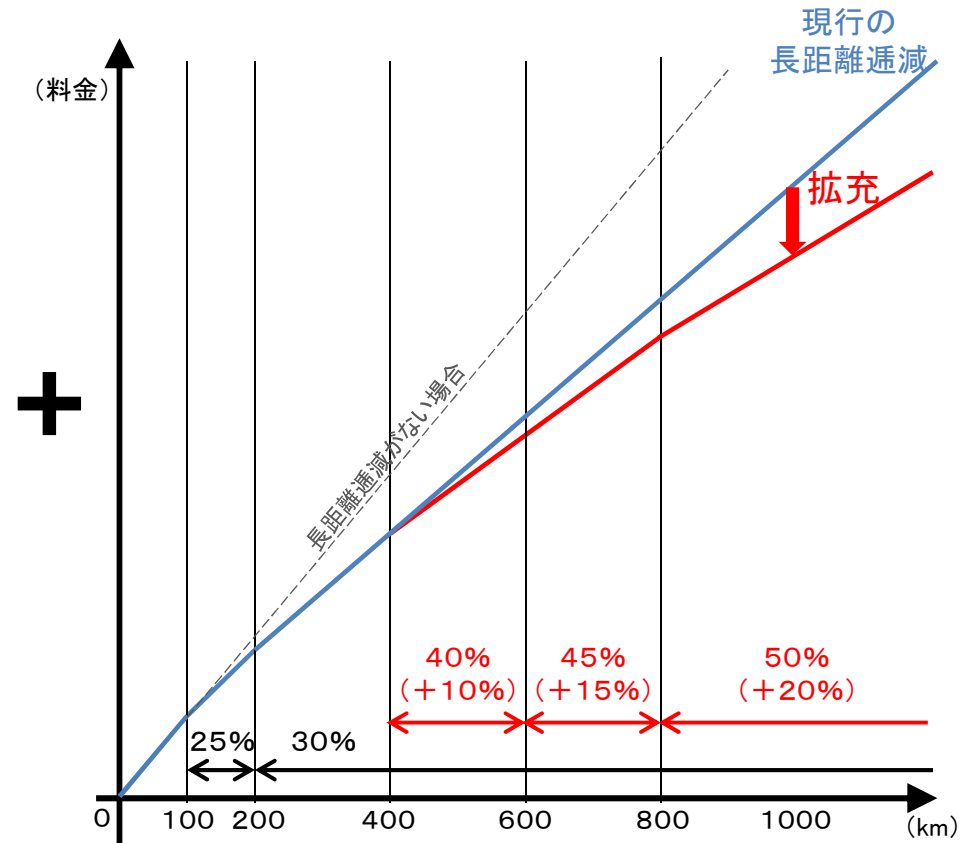
深夜割引の見直しのポイント

- ① 深夜割引の適用時間帯に走行した分のみ3割引
- ② 深夜割引の適用時間帯を22時から翌5時に拡大
- ③ 長距離利用者の負担軽減措置として、400km超の長距離通減を拡充

- ①深夜割引の適用時間帯に走行した分のみ3割引
- ②深夜割引の適用時間帯を22時から翌5時に拡大



③長距離通減の拡充



※このほか、1,000kmを超える走行等について、激変緩和措置(見直しから5年程度)を講じる

激変緩和措置(見直しから5年程度)

- 激変緩和措置として、深夜割引時間帯に一定以上の距離を走行し、かつ1,000km以上走行した場合は、1,000kmを超えて走行した分を深夜割引の対象とする距離に加算
- 上記措置とあわせて、22時台に高速道路を流出した場合、深夜割引の割引率を3割から2割に縮小

【深夜割引後の料金の計算方法】

$$\text{深夜割引後の料金} = \left(\frac{\text{通常料金}}{\text{※長距離通減後の料金}} \right) \times \left(1 - \text{深夜割引の実質割引率} \right) \times \text{消費税率}$$

【深夜割引の実質割引率の計算方法】

- ・激変緩和措置が適用されない場合

$$\text{深夜割引の実質割引率} = \left(\frac{\text{深夜走行距離}}{\text{全走行距離}} \right) \times 30\%$$

- ・深夜割引時間帯に一定以上の距離を走行し、かつ1,000km以上走行した場合

⇒ 1,000kmを超えて走行した距離を深夜割引の対象距離に加算 (実質割引率の上限は30%とする)

$$\text{深夜割引の実質割引率} = \left(\frac{\text{深夜走行距離} + \text{1,000kmを超えて走行した距離}}{\text{全走行距離}} \right) \times 30\%$$

- ・22時台に流出した場合

⇒ 深夜割引の割引率を3割から2割に縮小

$$\text{深夜割引の実質割引率} = \left(\frac{\text{深夜走行距離}}{\text{全走行距離}} \right) \times 20\%$$

高速道路の深夜割引の見直しについて (深夜走行分のみ割引対象にするとともに割引適用時間を拡大)

高速道路の深夜割引については、並行する一般道路の沿道環境改善を目的に、0時から4時までの間に高速道路をETCにて通行する車両を対象に3割引を実施しているところです。社会資本整備審議会道路分科会 国土幹線道路部会 中間答申（令和3年8月4日付け）（以下「中間答申」という。）において、深夜割引適用待ちの車両の滞留等の課題を踏まえ、割引が適用される時間帯の走行分の料金を対象として割り引くことや、トラック運転者の負担軽減等のため、割引適用時間帯の拡大について検討する必要があるとされたところです。

中間答申に基づき、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社および西日本高速道路株式会社では、国土交通省とともに深夜割引の見直しに関する検討を行った結果、割引適用時間帯の走行分のみ3割引とし、割引適用時間帯について現行の「0時から4時」を「22時から翌5時」へ拡大する方針です。これらについて、令和6年度中を目処に見直す予定であり、具体的な割引の見直し運用開始時期については、改めてお知らせいたします。

<見直しの概要>

- 深夜割引適用時間帯に走行した分のみ3割引
- 深夜割引適用時間帯を22時から翌5時に拡大
- 深夜割引の見直しにあわせて、400 km超の長距離逓減制を拡充

[割引見直し運用開始後の激変緩和措置（5年程度）]

- ・ 深夜割引適用車両のうち1,000 km以上走行した場合は、1,000 kmを超える部分を割引対象走行分に追加
- ・ 22時台に高速道路を流出した車両について、22時台に走行した分は、深夜割引の割引率を2割とする

※今回の見直しに際して、深夜割引を「ETCマイレージサービス」または「ETCコーポレートカード」への後日還元型による割引制度に変更します。（長距離逓減制の拡充は除く）

※今回の見直しに際して、割引適用時間帯の走行分を把握するため、高速道路上へのETC無線通信専用アンテナの設置やシステム改修等を行う必要があり、現下の世界的な半導体不足の影響により、導入時期に影響を及ぼす場合があります。

<添付資料>

「高速道路の深夜割引の見直しについて」